

令和4年4月13日

# 総務委員会資料

## 報告事項

1. 新型コロナウイルス感染症への対応について  
(防災危機管理課)・・・・・・・・P 1

防 災 部



新型コロナウイルス感染症への対応について  
新型コロナウイルス感染症対策に係る国・県の対応経過

日付	国	島根県
3月6日(日)		県内感染者確認(81名、累計7,073名)
3月7日(月)		県内感染者確認(124名、累計7,197名)
3月8日(火)		県内感染者確認(93名、累計7,290名)
3月9日(水)		県内感染者確認(95名、累計7,385名)
3月10日(木)		県内感染者確認(93名、累計7,478名)
3月11日(金)		県内感染者確認(108名、累計7,586名)
3月12日(土)		県内感染者確認(99名、累計7,685名)
3月13日(日)		県内感染者確認(77名、累計7,762名)
3月14日(月)		県内感染者確認(116名、累計7,878名)
3月15日(火)		県内感染者確認(106名、累計7,984名)
3月16日(水)		<p>県内感染者確認(112名、累計8,096名)</p> <p>県立学校長、市町村長及び市町村教育委員会教育長、島根県スポーツ少年団本部長に対し、春休み前半の部活動の制限について要請し、県立学校と松江市など一部の市町の小中学校で部活動を停止し、その他の市町村で他校との活動禁止などの制限を実施</p> <p>(期間)3月25日から31日</p>
3月17日(木)	<p><b>まん延防止等重点措置の終了に関する公示</b></p> <p>(重点措置終了地域)</p> <p>北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県、熊本県</p> <p><b>基本的対処方針の変更</b></p>	県内感染者確認(93名、累計8,189名)
3月18日(金)		県内感染者確認(68名、累計8,257名)

日付	国	島根県
		<b>第 65 回対策本部会議</b> 知事指示事項 (県民、事業者向け) ・都道府県をまたぐ不要不急の移動は、行き先の都道府県の要請を確認の上、極力控えること等を要請
3月19日(土)		県内感染者確認(60名、累計8,317名)
3月20日(日)		県内感染者確認(52名、累計8,369名)
3月21日(月)		県内感染者確認(51名、累計8,420名)
3月22日(火)		県内感染者確認(78名、累計8,498名)
3月23日(水)		県内感染者確認(77名、累計8,575名)
3月24日(木)		県内感染者確認(110名、累計8,685名)
3月25日(金)		県内感染者確認(111名、累計8,796名)
3月26日(土)		県内感染者確認(103名、累計8,899名)
3月27日(日)		県内感染者確認(97名、累計8,996名)
3月28日(月)		県内感染者確認(97名、累計9,093名)
3月29日(火)		県内感染者確認(123名、累計9,216名)  <b>第 66 回対策本部会議(書面開催)</b> 決定事項 (県民、事業者向け) 県内と全国の感染状況、基本的対処方針を踏まえ、県民及び事業者に対し、下記のとおり要請 ・要請の期間は、令和4年3月30日から当面の間とする <b>(都道府県をまたぐ移動)</b> ・都道府県をまたぐ不要不急の移動は、行き先の都道府県の要請を確認の上、極力控えること ・ただし、やむを得ない仕事や、通勤・通学、受験、転勤、就職活動、婚礼、葬儀・法要、看病・介護、通院、生活必需品の買い物などでの移動は、発熱等の症状がある場合を除き、控えていただく必要はないが、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底すること ・また、感染拡大地域に在住している基礎疾患を有

日付	国	島根県
		<p>する島根県出身者等が、島根県が実施する一時帰県支援制度を利用するための移動は差し支えないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県外出張などについては、行き先の都道府県の感染状況を十分確認の上、延期の検討や、リモートでの代替を事業所等において再度、検討し、やむを得ないものに限ること</li> <li>・県外から人を招くこととなる仕事についても同様に、延期の検討や、リモートでの代替を再度、検討し、やむを得ないものに限ること</li> </ul> <p><b>(基本的な感染対策の徹底)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場や家庭での感染を防ぐため、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用（不織布マスクを推奨）」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」など、基本的な感染対策に取り組むとともに、特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意すること</li> </ul> <p><b>(家庭や職場等での健康管理)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること</li> <li>・児童・生徒の保護者の方も、こうした対応を徹底すること</li> <li>・各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること</li> </ul> <p><b>(無料検査の受診)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受けること。なお、この要請については、要請の期間を4月15日までとする（特措法第24条第9項に基づく要請）</li> </ul> <p><b>(飲食店等の利用)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各店舗において感染防止対策を徹底し、県民の皆様は、そうした店舗を利用することを前提として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>①飲食の際の人数を、4人以下とすること、ただし、感染状況を踏まえ、県西部地域と隠岐地域</li> </ul> </li> </ul>

日付	国	島根県
		<p>の飲食店等を利用する場合については、飲食の際の人数を8人以下とすること、なお、同居する家族等での利用については、この人数制限を適用しないこと</p> <p>②時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間を限度とすること</p> <p>③県外の方との飲食は、県内、県外を問わず、控えること、ただし、鳥取県と、生活圏域（通勤・買い物等）に属する広島県・山口県の一部の地域の方との飲食については、控える必要はないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保すること</li> </ul> <p><b>（ワクチンの追加接種）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の重症化や発症等を予防するため、迅速なワクチンの追加接種を進め、接種を希望する全ての方が追加接種を受けられるよう、市町村は、体制の確保に取り組むこと</li> </ul> <p><b>（業種ごとのガイドライン遵守）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した業種別ガイドラインを遵守すること（特措法第24条第9項に基づく要請）</li> </ul> <p><b>（イベント開催の目安）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県の対応（令和4年2月18日島根県対策本部決定）によること（特措法第24条第9項に基づく要請）</li> </ul> <p><b>（接触確認アプリの活用）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること</li> </ul> <p><b>（事業所での接触低減の取組）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと</li> </ul> <p><b>（誹謗中傷や差別の防止）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNS上などでの誹謗中傷、うわさ話など</li> </ul>

日付	国	島根県
		<p>は厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、ワクチンを接種できない方を含め、ワクチンを接種していない方に対して、誹謗中傷や不当な差別をしないこと</li> </ul>
3月30日(水)		県内感染者確認(128名、累計9,344名)
3月31日(木)		県内感染者確認(163名、累計9,507名)
4月1日(金)		<p>県内感染者確認(150名、累計9,657名)</p> <p><b>知事会見(県民向け)</b></p> <p>県内の感染者数が急拡大し、就職や進学に伴い県外から移動される方も多く、今後さらに感染が拡大することが懸念される状況であることから、以下のことを要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・進学、就職、転勤などで県外から転居された方で、発熱や風邪等の症状がある場合は、これ以上の感染拡大を防止するため、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、県の「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関をできるだけ早く受診すること</li> <li>・各職場、各学校においても、職員、生徒・学生の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること</li> <li>・エアロゾル感染を防止するため、学校、家庭、事業所等あらゆる場所で換気を徹底すること</li> <li>・学生を含め、県外から移動してこられた方を含む職場等での歓迎会は、1週間延期し、4月8日以降とすること</li> <li>・また、飲食店等に限らず、県外から移動されてきた方との自宅等における飲食も、同様に延期すること</li> </ul>
4月2日(土)		県内感染者確認(122名、累計9,779名)
4月3日(日)		県内感染者確認(97名、累計9,876名)
4月4日(月)		県内感染者確認(172名、累計10,048名)
4月5日(火)		県内感染者確認(144名、累計10,192名)
4月6日(水)		県内感染者確認(134名、累計10,326名)

日付	国	島根県
		<p><b>知事会見（県民向け）</b></p> <p>県内の感染者数が、年明け以降の最大値に近づきつつあること、今後、感染者数が増加した場合には、医療提供体制に大きな負担が生じる可能性があり、第7波に入ったという前提で対応する必要があることから、以下のこと等を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県をまたぐ不要不急の移動は、極力控えること</li> <li>・ただし、やむを得ない仕事や、通勤・通学、転勤、就職活動、婚礼、葬儀・法要、看病・介護、通院、生活必需品の買い物などでの移動は、発熱等の症状がある場合を除き、控えていただく必要はないが、「三つの密」の回避を含めた基本的な感染防止対策を徹底し、県外の方との飲食は控えること</li> <li>・エアロゾル感染を防止するため、学校、家庭、事業所等あらゆる場所で換気を徹底すること</li> <li>・とりわけ、これから新学期が始まる学校においては、換気を徹底すること</li> </ul>
4月7日（木）		県内感染者確認（113名、累計10,439名）
4月8日（金）		県内感染者確認（152名、累計10,591名）
4月9日（土）		県内感染者確認（113名、累計10,704名）
4月10日（日）		県内感染者確認（90名、累計10,794名）